

入札公告の訂正について

令和5年8月23日付けで入札公告した「北陸自動車道 R5長岡管内橋梁補修工事」の特記仕様書・設計図に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格確認申請者に送付いたします。

令和5年11月28日

契約責任者
東日本高速道路株式会社
新潟支社長 梅木 秀郎

【訂正内容】

- ・設計関係図書 01_特記仕様書
05_1 設計図 (3)

※訂正箇所は、別添「正誤表 (1) (2)」をご確認ください。

正誤表(1)

工事名) 北陸自動車道 R5長岡管内橋梁補修工事

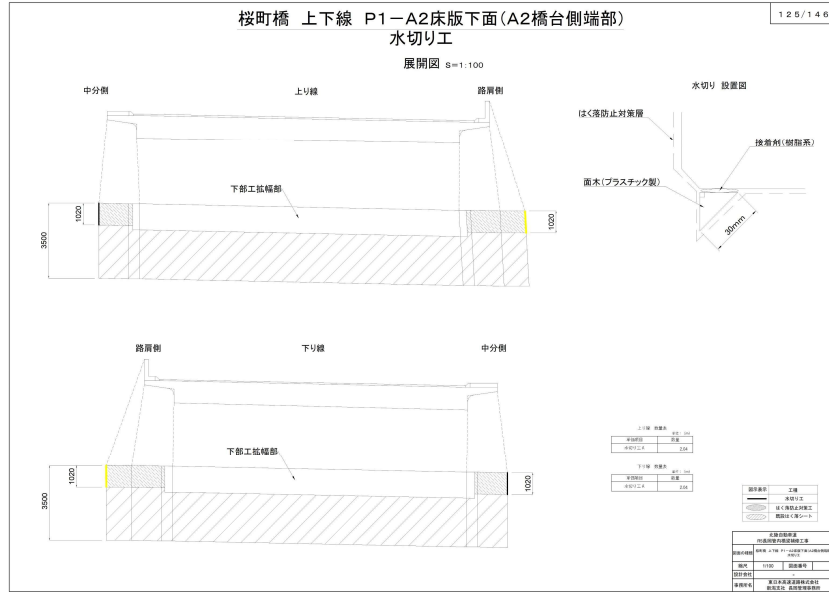
対象	旧	新																								
<p>特記仕様書</p>	<p>(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項</p> <table border="1" data-bbox="385 432 1046 539"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-25-1</td> <td>安全対策</td> <td>安全教育の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-3-3</td> <td>交通規制計画</td> <td>交通規制実施報告書の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-4-3</td> <td>交通保安要員計画</td> <td>交通保安要員実施報告書の提出先</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 配置技術者について</p> <p>4-1 配置技術者の資格</p> <p>主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。</p> <p>(1) 主任(監理)技術者が、建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者であること。</p> <p>(2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>4-2 配置技術者の工事経験</p> <p>現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成20年度以降に元請として完成及び引渡しを完了した下記 a) かつ b) の施工経験を有すること。ただし、同一の工事において有する必要はない。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1(1)に示す資格を有している者でなければならない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>a) 橋梁の維持修繕工事</p> <p>b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事 (片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)</p> <p>4-3 監理技術者の専任義務の緩和について</p> <p>(1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件(会社以外の他の機関が発注した工事を含む)までであること。 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。 	章	項目	内容	1-25-1	安全対策	安全教育の提出先	19-3-3	交通規制計画	交通規制実施報告書の提出先	19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先	<p>4-2配置技術者の工事経験 b)の内容削除</p> <p>(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項</p> <table border="1" data-bbox="1326 432 1986 539"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-25-1</td> <td>安全対策</td> <td>安全教育の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-3-3</td> <td>交通規制計画</td> <td>交通規制実施報告書の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-4-3</td> <td>交通保安要員計画</td> <td>交通保安要員実施報告書の提出先</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 配置技術者について</p> <p>4-1 配置技術者の資格</p> <p>主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。</p> <p>(1) 主任(監理)技術者が、建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者であること。</p> <p>(2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>4-2 配置技術者の工事経験</p> <p>現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成20年度以降に元請として完成及び引渡しを完了した下記 a) の施工経験を有すること。ただし、同一の工事において有する必要はない。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1(1)に示す資格を有している者でなければならない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>a) 橋梁の維持修繕工事</p> <p>4-3 監理技術者の専任義務の緩和について</p> <p>(1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件(会社以外の他の機関が発注した工事を含む)までであること。 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。 	章	項目	内容	1-25-1	安全対策	安全教育の提出先	19-3-3	交通規制計画	交通規制実施報告書の提出先	19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先
章	項目	内容																								
1-25-1	安全対策	安全教育の提出先																								
19-3-3	交通規制計画	交通規制実施報告書の提出先																								
19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先																								
章	項目	内容																								
1-25-1	安全対策	安全教育の提出先																								
19-3-3	交通規制計画	交通規制実施報告書の提出先																								
19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先																								

正誤表(2)

工事名) 北陸自動車道 R5長岡管内橋梁補修工事

対象
設計図
125/146

旧



新

桜町橋(上下線)水切り工施工範囲の変更

